

b	c	d
実施内容	令和7年度実施状況と課題	次年度の実施計画
町の現状と課題を共有し、各部署の役割を確認します。各部署の担当者と顔の見えるつながりを強化し、協働の取り組みを推進します。	令和8年2月25日健康づくり推進協議会、こころの健康づくり部会を開催。	継続実施。
広報及びホームページや関連リーフレット、ポスター等を活用して町の現状及び、こころの健康づくりの対策、各種相談窓口等の情報提供をします。	広報やホームページで町の現状を伝える機会をつくった。また、ひきこもりを含めた各相談窓口の周知を広報・ホームページにて周知。	8年度は月間に限らず広報に周知の記事を掲載、LINEでの周知を活用していく。
新潟県の自殺対策推進月間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)にあわせて、広く町民へアピールします。キャンペーン時は、図書館・社会教育課とも連携し、あらゆる年代にある方に発信できるよう工夫します。	9月・3月の月間に合わせ広報記事の掲載。図書館では医学関連の棚近くの展示ブースにて、「こころ、疲れていませんか?」と題して4～6月(全年齢)、9～10月(児童、ティーン向け含む)、3月(全年齢)に対象を分けて展示を入替え、各年代向けに見ていただく工夫を実施。	強化月間中のポスター掲示の他、年に数回テーマを変えて資料を入れ替える予定です。
地区単位の健康教育や健康相談会の機会に、「こころの病」や「こころの不調」、ストレス解消法や睡眠・アルコールのリスク等メンタルヘルスの重要性について知識を深める内容を盛り込み、共に考える機会を増やします。	健康相談会や地区の健康教育でアルコールの適正量について情報提供を行っている。	7年度年間を通して地区の健康教育を行う際にリーフレットの配布やこころの健康について周知する機会をつくっていく。
家庭訪問・乳幼児健診・教室等で母を中心とした愛着形成を推進するとともに、こころとからだの発達・健康づくりの基盤づくりに必要なあらゆる情報を提供し、共に考える機会を継続します。	2か月児訪問、乳幼児健診、育児学級を通じて愛着形成の推進、こころとからだの発達や支えとなるよう共に考え促す機会を設けている。	継続実施。
心と体の健康の基盤づくりに必要なあらゆる情報を提供し、子どもたち自身が考え、実行する力を育てます。	避難訓練では自分で命を守る。交通安全教室、いかのおすし誰かに知らせる、5歳児では状況判断自分で考えて行動することをしている。4歳児では困っている友達がいたら助けれる、3歳児では困ったら先生に伝えることをねらいにしている。①道徳の授業で「生命の尊さ」「家族愛、家庭生活の充実」の項目について各学年で年間4時間程度の学習をした。 ②「縦割り班」による清掃活動やレクリエーション活動を充実させ、異学年交流の場を設定し、より良い人間関係作りを目指した。 ③6月と11月に「いじめ見逃しゼロ集会」を設け、各クラスの取組を紹介したり、12月中学校主催の「いじめ見逃しゼロスクール集会」に6年生が参加し、いじめ見逃しゼロ宣言を行ったり、キャップアートを作ったりした。 ④あたたかい言葉がけを行う「ぼかぼかにっこり大作戦」の取組を家庭と連携するなどして年間で3回取り組んだ。 これらの活動や取組を通して、「お互いの良さを認め合い、いじめをしない。いじめを見逃さない。自分も相手も大切にする。」という意識を高めることができた。 元気アップカードを作成した生活習慣改善の計画的な実践を行った(4回) 各学年で計画的な食育の授業を実践した。 蓮の実祭り(児童会祭り)の計画・実施 縦割り班ごとに全校児童が楽しめる出店を考え、お店役とお客さん役を交代しながら楽しむ「蓮の実祭り」を新規で計画・実施した。準備から当日に至るまで、どの学年の児童も班の仲間やお客さんのために、自分の仕事に責任をもって取り組むことができた。縦割り班の絆が深まり、頑張りや良さを認め合う姿も見られた。一方で、初めての試みということもあり、6年生の負担が大きかったことや準備の日程等、改善すべき点も多かった。より児童が主体となり、一人ひとりが活躍して自己有用感を高められる活動にしていきたい。	今年度と同様に「お互いの良さを認め合い、いじめをしない。いじめを見逃さない。自分も相手も大切にする。」取組によって、命の大切さを子どもたちに考えさせていく。 また、今年度は特に児童の学級への帰属意識が高まるように、当番活動や係活動など自己有用が持てる活動に重点を置くとともに、「学級遊び」の時間を学活や休み時間に月1回実施する。 さらに、縦割り班活動を拡充させたり、ソーシャルスキルトレーニングを、より多く取り入れて、子どもたちがお互いに関り合う場面を増やしていく。 今年度の取組を継続 来年度は、縦割り班活動を年間を通して計画的に実施して、班の絆を深めていく。そして、その集大成として蓮の実祭りを実施する。

商工会総会、新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会総会を通じて、各種相談窓口の周知及びメンタルヘルス出前講座の利用勧奨を実施します。	商工会総会、新潟東港聖籠地区立地協議会総会にて、各種相談窓口、メンタルヘルス出前講座の周知を実施。	継続実施。
働き盛り年代男性とその家族を訪問し、働き盛り世代の健康状況や生活実態を把握し、個人のみでなく町全体の健康課題として、地域に還元しながら地域のこころの健康、自殺予防の普及・啓発を図ります。	働き盛り世代訪問は7年度休止期間とした。また、山倉学区、次第浜に健康相談会にて13集落13会場実施。個別相談のほかに町全体の健康課題として高血圧をテーマに働き盛り世代の生活や健康・働き方について地域に普及を行った。	継続実施。

成

身近な地域の支え手となる地域住民、地域の担い手となる各委員、地域にいる様々な専門職、関係部署に対して、ゲートキーパー養成講座等を実施します。	茶の間1か所でゲートキーパー養成講座を実施。社会的な役割を担っている町民に実施を行った。	8年度は広く町民を対象とした講座を実施する。
生きる支援に関する意識の向上を図り、町職員としての役割を理解し、「こころの不調」に気づく力を養うと共に、適切な部署と共有しつなぐ力を育てることを目的とした内容を職員研修に導入します。	職員を対象としたメンタルヘルス対策研修（ハラスメント研修）を実施。自分自身や組織を守るための考え方を学ぶ。診断ツールを利用し、自己の行動特性を理解することで他者との関係構築方法を学んだ。参加人数43人であった。今年度第1回庁内自殺対策推進員会議を実施。各課1名づつ推進員を選出し、適切な関係課とつなぐことを会議の内容に入れる。	庁内推進体制づくりを引き続き実施していく。

支援強化

自己肯定感や命の大切さを土台に、困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標に家庭、地域、学校と連携して支援を実施します。仲間づくりを意識し、困った時に自分から相談する力を育てます。	・困っている友達がいたら助けれる、3歳児困ったら先生に伝える。友達のことを笑ったり、冷やかしたりする場面では指導。クラスや学年全体に子どもに指導をする。クラスだけでなく、預かり保育の場面でも同様に実施している。 ①道徳の授業で「生命の尊さ」「家族愛、家庭生活の充実」の項目について各学年で年間4時間程度の学習をした。 ②「縦割り班」による清掃活動やレクリエーション活動を充実させ、異学年交流の場を設定し、より良い人間関係作りを目指した。 ③6月と11月に「いじめ見逃しゼロ集会」を設け、各クラスの取組を紹介したり、12月中学校主催の「いじめ見逃しゼロスクール集会」に6年生が参加し、いじめ見逃しゼロ宣言を行ったり、キャップアートを作ったりした。 ④あたたかい言葉がけを行う「ぼかぼかにつこり大作戦」の取組を家庭と連携するなどして年間で3回取り組んだ。 これらの活動や取組を通して、「お互いの良さを認め合い、いじめをしない。いじめを見逃さない。自分も相手も大切にする。」という意識を高めることができた。 元気アップカードを作成した生活習慣改善の計画的な実践を行った（4回） 各学年で計画的な食育の授業を実践した。 蓮の実祭り（児童会祭り）の計画・実施 縦割り班ごとに全校児童が楽しめる出店を考え、お店役とお客さん役を交代しながら楽しむ「蓮の実祭り」を新規で計画・実施した。準備から当日に至るまで、どの学年の児童も班の仲間やお客さんのために、自分の仕事に責任をもって取り組むことができた。縦割り班の絆が深まり、頑張りや良さを認め合う姿も見られた。一方で、初めての試みということもあり、6年生の負担が大きかったことや準備の日程等、改善すべき点も多かった。より児童が主体となり、一人ひとりが活躍して自己有用感を高められる活動にしていきたい。	今年度と同様に「お互いの良さを認め合い、いじめをしない。いじめを見逃さない。自分も相手も大切にする。」取組によって、命の大切さを子どもたちに考えさせていく。 また、今年度は特に児童の学級への帰属意識が高まるように、当番活動や係活動など自己有用が持てる活動に重点を置くとともに、「学級遊び」の時間を学活や休み時間に月1回実施する。 さらに、縦割り班活動を拡充させたり、ソーシャルスキルトレーニングを、より多く取り入れて、子どもたちがお互いに関り合う場面を増やしていく。 今年度の取組を継続 来年度は、縦割り班活動を年間を通して計画的に実施して、班の絆を深めていく。そして、その集大成として蓮の実祭りを実施する。
日頃から各地区担当保健師が徘徊し、赤ちゃんから高齢者まで全ての町民の暮らしや健康等についての把握に努めます。潜在的にも心配ごとを抱えた人を支え、早期に支援します。	今年度保健師の家庭訪問は令和8年3月末現在 延べ1814人に訪問実施。赤ちゃんから成人、高齢者、知的・身体・精神障害の方、また、健康問題のない元気な方への訪問を実施し、早期の支援を行った。	継続実施。
日頃から、町の全高齢者の暮らしや健康等について把握に努めます。軽度認知症から地域・家庭の中の孤立等心配ごとを早期に発見し、支援します。	令和7年12月現在、来所や電話による総合相談及び地区担当保健師等との相互情報共有で把握。介護保険の新規申請者中、認知症が2割程いますが、専門医の受診やサービスを本人が拒否して、繋がるまでに時間がかかる事も多い。専門医への受診の普及啓発が課題です。また認知症サポーター講座を実施し、今年度は予定を含めて参加者180名です。また地域の運動教室等に介護保険や認知症の知識普及の講座を行い、43名の参加がありました。	小学生などの世代から認知症サポーター講座を実施することで、認知症に対する関心を深め、地域や家庭での協力者を増やします。今後は介護者世代にあたる働きざかり世代への普及啓発も検討していきます。
日頃から町内こども園・小中学校へ滞在型巡回を行うと共に、家庭訪問も実施します。問題が起きる前から子どもたちや家庭とつながり、心配ごとを抱えた時にすぐに対応します。	CSWを中心に町内幼稚園、こども園・小中学校へ滞在型巡回を行うとともに、家庭訪問も実施した。特に自傷行為や自死念慮が見られた生徒、不登校が長期化する児童生徒へのアプローチを丁寧に行った。	次年度も継続した支援を行っていく。

	基本施策	
日頃から庁内各課で支援しているケースで、他課との連携が必要と思われる場合「命を守る」ため、情報の共有を随時行い多課連携で継続支援を行います。	日頃から庁内各課で支援しているケースで、他課との連携が必要と思われる場合「命を守る」ため、情報の共有を随時行い多課連携で継続支援を行います。 ・自傷行為に及んだ国保の被保険者の情報について、保健福祉課（保健師）と情報共有を行いました。 ・窓口で、納税相談等があったときには親身になって話を聞き、利用可能な減免制度を紹介したり、他課・他組織につないで町民の生活を支援するように取り組みました。ひとり親を支援する中で支援団体、フードバンク等の相談に応じたり、情報提供を行っている。 ・給水停止執行に向いた際、住人の状況等から生活実態を推察し必要に応じ関係各課と情報共有を図っている。 ・令和7年1月現在、総合相談等で生活困窮者を2名把握。地区担当保健師及び生活保護担当者、社会福祉協議会等関係機関と連携を図り支援を実施しました。 ・生活福祉資金の福祉資金（緊急小口資金）の貸付相談6件を受け、貸付可能な件数は0件。 ・DVや要保護児童に関して相談があったときには、保健福祉課や子ども教育課と情報を共有し、必要な支援が受けられるよう取り組みました。	引き続き、日頃から庁内各課で支援しているケースで、他課との連携が必要と思われる場合「命を守る」ため、情報の共有を随時行い多課連携で継続支援を行います。納税相談時に生活状況を聞き取りした際、生活困窮や虐待等が疑われる場合は、担当課（者）と即時に情報共有を行っている。
産後うつ予防のために、妊娠時から保健師が面談し、必要時には、医療・保健・福祉の各機関と連携しながら支援します。新生児及び2か月児訪問（全数訪問）では産後うつスクリーニングを実施し、ハイリスク者には継続支援を行います。	妊娠期から適宜保健師が面談を実施。また医療機関と連携して支援している。また、産後も医療機関・委託助産師・地区担当保健師が連携し支援している。	引き続き、妊娠時から、医療、保健、福祉の各機関と連携を行っていく。新生児及び2か月児訪問(全数訪問)において産後うつスクリーニングを実施し、ハイリスク者へは継続支援を行う。
特定健康診査受診者（集団健診）に「こころの問診」を実施し、ハイリスク者には地区担当保健師が事後訪問し、必要時に継続支援を行います。	こころの問診票を1049人に実施。ハイリスク者は25名。ハイリスク者は既に把握している方が中心。新規ハイリスク者へは保健師が訪問を実施し、状況把握を行った。	継続実施。
総合事業対象者を判断するために65歳以上の相談者に実施する基本チェックリストの「うつ・とじこもり」の項目に該当した人を必要時に支援します。	地域包括支援センターでの総合相談窓口等で基本チェックリストでの「うつ・閉じこもり」の項目に該当した方に対して、状況を把握を行い、必要に応じて地域のお茶の間等の社会参加等の紹介や医療や介護の紹介等を地区担当保健師、社会福祉協議会、医療機関等と連携し支援しています。	今後も関係機関と連携して継続して支援していく。
相談を随時受け付けます。保健所やいのちこころの支援センター、児童相談所、町障がい者支援センター、町子ども家庭相談センター、その他関係部署と連携して継続的に支援します。	今年度、医療機関・いのちと心の支援センター等から新規のケース連絡をもらうことはなかった。未遂者自身から保健師に連絡が入ったケース、支援者からの対応や緊急受診等のケース相談、継続的に各地区担当保健師が訪問等で支援を実施している	継続実施。
消費生活全般に関わる相談支援を随時実施します。	消費生活全般に関わる相談支援を随時実施しました。（R8.3.1現在 100件）	引き続き、消費生活全般に関わる相談支援を随時実施。
弁護士による法律に関する相談を定期的に実施します。	年間8回開催。年間相談者数22名	AA
失業者や生活困窮、借金、家庭内の様々な悩み、身体的精神的な健康等の悩み等について町民が気軽に相談できるよう、新発田地域振興局、下越地域いのちこころの支援センター、新発田公共職業安定所、新潟県弁護士会、下越薬剤師会、社会福祉協議会、消費生活センターと協力し、包括的支援につなげるための相談会を開催します。	6・10・3月に実施。実63名が相談に来所。延べ101件の相談に対応。来所者のうち働き盛り世代は25名来所、初回利用者は39名であった。相談会に参加した方は満足感が高く、相談したいことが聞けた、よく話を聞いてもらえたというアンケート結果が多かった。	次年度継続実施。
子育て支援センターや児童館、自主子育てサークル等の活動を支援し、親子のあそび場及び交流、気軽に相談できる場を提供します。	在宅で子育てする親子への支援、交流ができる場として子育て支援事業を実施し2月末までに延べ4,415人の利用があった。 また児童の遊び場として、児童館では2月末までに延べ3,464人の利用があった。	引き続き事業を実施するとともに、開館時間等を見直しより利用しやすい環境を整備する。

生きがい型デイサービス事業「なごみの家」及び、介護予防事業「らくらく教室」「地域運動教室」、「認知症カフェ」等閉じこもりがちな高齢者等が外出や他者と交流ができる場を提供します。地域の老人クラブ活動、聖海荘利用グループ、地域のお茶の間等の自主グループ活動も支援します。	今年度もコロナ禍をきっかけとして閉じこもりの影響で生活不活発となり筋力低下やフレイルの状態の高齢者の増加が見られ、介護保険サービスを開始 基本施策 もいます。介護予防のために、令和7年12月時点で「なごみの家」週2回「らくらく教室」週8回「いきいき健康体操運動教室」（月1回）20か所「地域の茶の間」（月1回）も14か所実施。自主活動への支援を行い、月2回の活動が出来るようになった地区が1か所。運動教室や茶の間は地域住民が徒歩で参加できる集落に設置しています。 令和8年3月31日現在、地域のお茶の間は14カ所あります。集落配布用のチラシ作成や講師派遣などの支援を行いました。また、全町型のお茶の間として聖海荘deお茶の間を立ち上げました。	町民のニーズにあった居場所づくりにつとめます。 地域の集まりの場の課題として参加者の高齢化や担い手不足を心配する声があるため、お茶の間の増加に向けて働きかけるとともに、出会いの中から担い手を発掘し次世代につむいでいけるように取り組んでいきます。
「ホットルームとも」「精神障がい者当事者会」「手をつなぐ親の会」等障がいを持つ人及びその家族が共に集い、社会復帰や生活自立のきっかけになるような活動を支援します。	「ホットルームとも」46回、延べ329名参加。身体・知的・精神の3障害の方が集まれる場、社会復帰の場の一つとなっている。「精神障がい者当事者会」を3回実施、延べ21名参加。精神障がいを持つ人及びその家族が集い、当事者同士がつながり、生活自立・他者との交流の場となっている。 親なき後の我が子の将来をテーマにドキュメンタリー映画の上映や学習会を開催しました。	引く続き、親なき後のこと、この町でハンディがあっても暮らすことのできる地域づくり等を当事者だけでなく町民の皆さんにも参画して頂き、考える機会づくりを計画していきたいです。
「松の会」「杉の子会」「たんぼぼの会」「いちごの会」等、障がいを持つ人の家族同士がつながり、学びあい、障がいを理解することで日頃抱えている課題や悩みを共有し、解決の糸口を見つける場として活動を支援します。また町の課題を抽出し、障がい福祉事業へ反映させます。	「松の会」では定例会を3回実施し、家族の悩みや困りごとを共有しました。R7.3月に臨床心理士を講師に招いて実施。	継続実施。
公民館事業や図書館では、年代や性別、抱える課題に関わらず、利用ができるよう促進します。また、様々なボランティア活動や地域のあつまり・ふれあいの場では、幅広い年代が参加できる仕組み作りを地域と協働で取り組みます。	・社会教育講座【家庭教育講座（4回）、教養向上講座（12回）等】の開設 ・ボランティア活動の取組【地域学校協働本部事業では、地域のボランティア（サポーター）が小中学校の学校活動を支援している。（123回／延べ人数約1,228人）】 ボランティアの横のつながり作りとしてボランティア交流会を実施しました。（地域学校協働本部と共催実施） その他ボランティア活動として、福祉施設に演奏、茶道、傾聴ボランティアを派遣。給食ボランティア、除雪ボランティア、街頭募金活動を実施しました。	①社会教育講座（各種）の開設 ②地域学校協働本部事業における地域のボランティア（サポーター）活動 行政機関や各種団体と協力し連携をとりながら年齢や性別に関係なく誰でも参加、交流できる居場所や事業を企画します。
精神疾患やこころに課題をもつ妊産婦、子育て中の親やその子ども等の個別支援に応じ、孤立し一人で抱え込まないように、継続的に支援を行います。	エジンバラうつ質問票の活用、2か月児家庭訪問、乳幼児健診等で妊産婦の状況や子育て中の困難感・こどもの育てにくさなどを確認している。園やこども家庭センターとも連携し、ケースに応じて情報共有を実施し、保護者やこどもが孤立しないよう関係機関と連携し、いろんな専門職とともに支援を実施している。	精神疾患やこころに課題をもつ妊産婦、子育て中の親やその子ども等の個別支援に応じ、孤立し一人で抱え込まないように、継続的に支援を行います。
子どもの発達・育児に関する悩み、家庭内の悩み相談に応じ、児童虐待へのリスクを軽減できるように支援します。	・保健師による家庭訪問、療育教室のあそび教室にて母子の発達や育児関する相談を適宜実施している。 ・虐待リスクのある家庭に対し、継続的な支援をするとともに、各園校からの情報を基に予防的発見、早期発見に努めた。	継続実施。

家庭内の悩み、学習や対人関係における不安・悩み等を抱えた児童・生徒に寄り添った支援を行います。	基本施策 長期休業前の相談先の周知や、県の自殺予防策に協力を果たした。 学校と関係職種との連携 内容：（１）子育ての悩みや家庭内の悩み等を抱えている保護者に対し、スクールカウンセラーとの面談を勧めたり、案内文書を配付したりした。 （２）家庭の状況に応じて、ＣＳＷや児童相談所、教育委員会等と連携を図りながら家庭への支援を行っている。 成果：（１）今年度は、２月末時点でのべ17名がカウンセリングを受けている。毎回希望する家庭もあり、保護者の心が安定するとともに、子どもとの接し方について見通しをもつことができている。 （２）今年度は虐待が疑われる案件について、該当児童の将来の生活に向けた協議を教育委員会や児童相談所と連携しながら進めることができた。 学校のスクールカウンセラーを紹介し、面談の設定をしたり、町のＳＳＷと連携を図りながら、悩みや問題を抱える家庭への支援を行うことができた。 保護者へのスクールカウンセラーの周知と相談（年6回） 子ども家庭センターへの情報提供（随時） 小学校からの情報とその後の見取り、CSWなどの関係機関からの情報を共有した。また、特別に支援が必要な生徒へは、定期的に保護者面談等を行っていく。 また、ヤングケアラーなどのアンケートなどをもとに生徒の実態把握に努めた。 自傷行為の見られた生徒や特別な支援を必要とする幼児児童生徒、その保護者に寄り添い、相談を受けたり、ケース会議を実施したりした。また、通院や施設見学に同伴した。	今年度の取組を継続するとともに、積極的にはたらきかけることで、保護者が悩みや困りごとを相談しやすい環境を作るとともに、関連機関の情報を周知するように努める。
生活困窮者に対し、生活・経済・健康の自立に向けた相談支援を新潟県パーソナルサポートセンター等と連携し行い、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般に渡る生活支援を行います。	貸付相談を受け、町社協のたすけあい資金を２名に貸し付けを行いました。 また、生活費の確保として、にいがたセーフティネット事業の活用や相談内容に応じて、県パーソナルサポートセンターにつなぐことも行いました。	引き続き、生活困窮などの相談があった場合は、給付・貸付制度の検討や多機関につなぐなど連携し、生活支援を行います。
資産や能力等全て活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長するための継続的な支援を行います。	令和８年３月３１日現在 日常生活自立支援事業利用者は７名。毎月１回程度の支援実施。 町民からの電話、来所相談をおこない必要時、生活保護申請手続きにつなげた。7年度新規受給者8世帯。うち、若年世代の受給者が増えた傾向。高齢者世代は半数以上を占めた。	引き続き、生活困窮などの相談があった場合は、給付・貸付制度の検討や多機関につなぐなど連携し、生活支援を行います。
地域若者サポートステーションのサテライト相談事業をととして若者の就労支援を行います。	4月から毎月相談事業を行っているが、2月末現在で相談件数を19件（延べ件数）行った。	引き続き、相談事業を通して若者の就労支援を行っていく。
保健・医療・福祉・教育各部署が連携し、障がい者や障がい児が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」「就労」に関する相談支援を行います。	・生活リズムが整わず、次に進めない、就職がない、お金がない等厳しい現状が多いが、相談を受けて終わりではなく、次につながるよう本人と途切れないよう、丁寧な関わりを心がけている。 ・ケースに応じて福祉係や社会福祉協議会と共に関わりを実施した。 ・特別児童扶養手当受給者を中心に支援団体の紹介や相談支援を実施している。 ・こども園・児童クラブを利用する障がい児を受け入れる体制づくりを図っている。 障がい特性や年齢問わずに、一般的な相談(それぞれの悩み事)、サービス利用のための相談、生活や就労に関する支援等を関係する専門職や関係機関と連携し実施。	・次への一歩が踏み出せるよう、また、一歩が二歩三歩へとつながるように、本人に合った支援の仕方の検討を継続していく。また、個別の関りと集団の関わりを両輪体制で支援できるよう取り組みます。

の強化

町の現状と課題を共有し、各部署の役割を確認します。各部署の担当者と顔の見えるつながりを強化し、協働の取り組みを推進します。	健康づくり推進協議会は2回実施、こころの部会は今年度1回実施した。	次年度継続
障がいを抱えながらもその人らしく共にこの町で暮らしていくために、町の現状と課題を共有し、各部署の役割を確認します。各部署の担当者と顔の見えるつながりを強化し、協働の取り組みを推進します。	6年度は１回実施。	継続実施。

商工会や新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会等と連携し、雇用主や健康管理担当者等とメンタルヘルス対策の必要性や町の現状と課題を共有する機会を設け、働きざかり世代の自殺対策を推進します。	基本施策 今年度商工会総会にて講話を実施東港立地企業連絡協議会では資料を配布した。今年度は働き盛りの健康をテーマにした町の実態・高齢者の健康課題とアルコールと高血圧性疾患の医療費についての周知を行った。	次年度も継続実施。商工会や東港立地企業連絡協議会と連携して、雇用主や健康管理担当者等とメンタルヘルス対策の必要性や町の現状課題を共有し、働き盛り世代の自殺対策の推進を図る
自殺未遂者に対する警察・消防・医療と行政機関との連携を図るため、新発田地域振興局、いのちとこころの支援センターと協力して体制づくりを進めます。	新発田地域振興局が主催で年に1回自殺未遂者支援会議に参加。県立新発田病院や下越地域いのちとこころの支援センター、新発田保健所管内各市、警察、消防とつながり、情報交換を実施した。	次年度引き続き会議に参加し、関係機関と協力体制づくりをしていく。